

資料 3

令和 8 年度特定健診受診率向上に向けた  
薬局受診勧奨業務

業務提案書作成要領

令和 8 年 6 月

岩 手 県

この「業務提案書作成要領」（以下「作成要領」という。）は、岩手県が実施する「令和8年度特定健診受診率向上に向けた薬局受診勧奨業務」（以下「本業務」という。）に関し、プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が業務提案書等を作成するために必要な事項を定めるものである。

参加者は、資料1「プロポーザル実施要領」及び資料2「業務仕様書」を確認の上、本作成要領により、必要な書類を提出するものとする。

## 1 業務提案書

参加者は、資料1「プロポーザル実施要領」及び資料2「業務仕様書」の趣旨を踏まえ、次に掲げる書類を作成し、提出することとする。

### (1) 提出書類及び記載内容について

ア 業務提案書表紙（様式2-1）

イ 業務提案書（任意様式）

- ・会社概要
- ・特定健診受診率向上に向けた業務等の実績（契約先、契約金額、実施年月、実施内容等、可能な限り詳細に記載すること）等
- ・業務仕様書にて定める各業務について、提案する内容の詳細を記載すること（事業スケジュールを含む。）。

※提案に当たっては、アピールポイントを具体的に記載すること。

ウ 業務の実施体制等（様式2-2）

委託業務を確実に実施・履行するための組織体制（担当者、役割分担、意思決定等）、連絡体制等を詳細に示すこと。

エ 費用積算内訳書（任意様式）

(ア) 本業務の実施に要する費用の内訳（項目、数量、単価、金額等）を明らかにした費用積算内訳書（任意様式）を提出すること。

(イ) 費用積算内訳書については、積算した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって積算額とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の110分の100に相当する金額を費用積算内訳書に記載すること。

(ウ) 積算時、資料2「業務仕様書」2(1)ケで示す、事業参加薬局に対して支払う事務費については、課税対象外として積算すること。

(エ) 費用積算内訳書は、提案書とは別冊で作成すること。なお、様式は任意とするが、岩手県知事 達増拓也宛に、参加者の商号又は名称、代表者職氏名を記載の上、提出すること。

オ その他業務提案を説明するために必要な書類（提出は任意）

## 2 業務提案書等の提出部数

業務提案書等	正本	1部
〃	副本	7部
費用積算内訳書	正本	1部
〃	副本	7部

## 3 その他留意事項

- (1) 提案内容は、全て業務提案書に記載すること。
- (2) 業務提案は1者につき1提案とし、提出後の変更・加筆等は一切認めないこと。
- (3) 提案に当たっては、原則として、「1 業務提案書」に定める様式によること。ただし、必要記載事項が明記されていれば任意の様式によることも認める
- (4) ページ番号は目次を除き通し番号とし、各頁の下部中央に印字すること。
- (5) 1(1)に示すア 業務提案書表紙(様式2-1)及びウ 業務の実施体制等(様式2-2)については、様式に示す項目を提案書内に記載することで代えて差し支えない。